

<ご参考>



株券電子化制度で「特定口座」はどうなるのですか？



2009(平成21)年1月実施目標日 [2009(平成21)年6月までに実施]

株券の電子化導入までの期間

特定口座への受け入れ期間^{注)}

注) 上場会社の株券電子化に資する措置として、2005(平成17)年4月から特定口座への新たなタンス株券預入れ制度が開始されました。(2009(平成21)年5月31日が期限)

証券税制

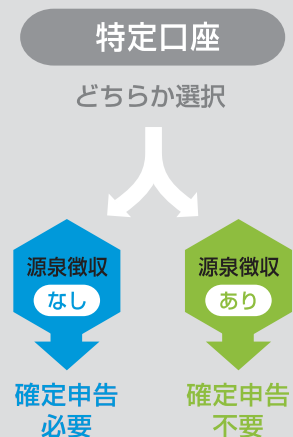
特定口座について

上場株式等の譲渡益課税は申告分離課税に一本化されており、原則として、翌年に確定申告が必要です。「特定口座」は、源泉徴収を選択してこの申告をせずに済ませたり、また、年間取引報告書を添付することにより簡単に申告することもできる制度です。なお、タンス株券を特定口座へ預入れる際の取得日および取得価額は、次のいずれかとなります。

- ① 実際の取得日および取得価額とする。
- ② 名義書換日を取得日とし、名義書換日の終値を取得価額とする(2005(平成17)年3月31日までに名義書換をしたものに限る)。

注) 2005(平成17)年4月からの新制度においては、みなし取得価額(2001(平成13)年10月1日の終値の80%の金額)を利用できません。

詳細については、証券会社等もしくは税務署でご確認ください。また、金融庁のホームページに関連情報が掲載されていますので、併せてご覧ください。



■ご注意

- 本パンフレットは、2006(平成18)年7月時点の情報に基づき作成しております。今後出される法律・政省令等により、内容が変更になる可能性がありますのでご注意ください。
- 著作権その他一切の権利は、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターに帰属します。
- 株券の電子化についての周知を図る目的に限って、本パンフレットを頒布、複製されることは構いませんが、営業活動等に利用すること、及び内容を改変・編集すること等は一切禁じます。

■ 問合せ先および情報は

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター

(証券受渡・決済制度改革懇談会事務局)

TEL: 03-3667-4500 (平日9:00~17:00)

URL: <http://www.kessaicenter.com/>

懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999(平成11)年7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。

上場会社の「株券電子化」 2009(平成21)年1月実施^{*}で準備中!

^{*} 正式には、政令により実施日が決定されますが、実務界としては、「2009(平成21)年1月初」を実施目標日として準備を進めています。

☑ お手持ちの「株券」お心当たり、ありませんか？



☑ チェックなさってください。

☑ 株券の「名義」はご本人のお名前になっていますか？

● ご本人以外の名義になっていると「株券電子化」実施後は

株主としての権利(株式価値・配当金の受取りなど)を失うおそれがあります。

必ず! 名義書換をしてください。

● ご本人の名義になっていれば、株券の発行会社が電子化実施時に「特別口座(発行会社設定口座)」を開設しますので、売却予定のない場合は何も手続きをする必要はありません。

● なお、ご本人の名義で「特別口座(発行会社設定口座)」に記録された場合、売却時には、別途、証券会社に口座開設等のお手続きが必要になります。

^{*} 株券電子化の実施前に、株券を証券会社(保管振替機構)にお預けいただくと、株券電子化実施後の売却を含め、よりスムーズに新制度に移行できますので、お早めに証券会社を通じ、保管振替機構へのお預けになることをお勧めいたします。

保管振替機構へのお預けについては、お取引先の証券会社・保管振替機構にお尋ねください。

金融庁 法務省 日本銀行
日本経済団体連合会 全国銀行協会 信託協会
日本証券業協会 東京証券取引所 証券保管振替機構

詳しくは
中面をご覧ください





「株券電子化」で、わたしたち株主は何をしたらよいのですか？



A:

株券を自宅や貸金庫等、ご本人で管理している場合



株券の名義をご確認ください！

株券電子化が実施されると、お手元の株券は無効となり、その後は電子的な管理に切り替わります。具体的には、その株券の発行会社は、株主の権利を保全するために、当該株主名簿に記載されている名義人の名義で、発行会社が指定する金融機関等に開設する「特別口座」※（発行会社設定口座）で管理することとなります。
※税制上の「特定口座」とは異なります。

株券はご本人の名義になっていますか？

はい

いいえ

- 株主の権利は特別口座（発行会社設定口座）の開設により確保されます。
※株券の保有者は何も手続きをする必要はありません。
- 特別口座（発行会社設定口座）は株式の流通を目的としていないため、売買するときには証券会社にご本人の口座を別途開設し、残高を移し替える手続きが必要となります。
- 売却時、残高の移し換え先の証券会社での口座開設では本人確認が必要となります。

- ご本人の名義になっていないと他人名義で特別口座（発行会社設定口座）に記録されますので株主としての権利を失うおそれがあります。
- 名義書換の失念等のため、一旦、特別口座（発行会社設定口座）に他人名義で記録された株式をご本人名義に変更するには、大変煩雑な手続きが必要となります。

必ず！

名義書換をしてください

株券電子化実施時までには、株券の名義をご本人の名義にすることが重要です。発行会社（信託銀行等の株主名簿管理人）またはお近くの証券会社にご相談ください。
※ご本人名義にされて、特別口座（発行会社設定口座）に記録された場合には左記の点にご注意ください。

証券保管振替制度 ご利用ください

証券保管振替制度は、証券会社等に預けられた株券を証券保管振替機構が安全確実に集中保管する制度です。同制度をご利用いただくと、よりスムーズに新制度に移行できます。なお、証券保管振替制度をご利用いただくと、ご本人による名義書換手続きが不要となります。

※株券電子化実施時に際して、お手持ちの株券は回収されません。

A:

株券を証券会社に預けている場合



株券を証券会社（証券保管振替機構）に預けている場合には、株券電子化に当たり何も手続きをする必要はありません。

株主としての権利は自動的に確保され、これまでと同様に自由な売買が可能です。

ご注意

電子化実施日近くなってから、お手元の株券をご本人への名義書換や証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けなさろうとする場合には、実施日前の2週間は同機構に預託できず、また、それ以前でも、手続事務が集中して同機構への預託処理の完了や名義書換処理に従来以上の時間を要する可能性がありますので、できる限りお早めに手続きをお済ませください。